

# 夕張市生活交通ネットワーク計画策定調査業務 公募要領（案）

## 1 事業名

夕張市生活交通ネットワーク計画策定調査業務

## 2 調査趣旨

現在、市の公共交通は、路線バス、鉄道、タクシーの交通手段を有し、市民の日常生活の足として、これらの公共交通機関の維持・確保は極めて重要である。

しかしながら、急激な人口減少に起因する利用者減に伴い、公共交通事業の運営環境は益々厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、夕張市は、生活交通路線バスの維持のために、厳しい財政状況にあるが、財政支援を行っているところであるが、市街地から離れている地域に居住する市民からは、日常の買い物や通院に支障が生じている状況にあるといった声があるほか、学校統合に伴う路線バスダイヤの変更により、利便性が低下したという意見も寄せられており、市内公共交通の実態や住民ニーズの把握を行い、市民の要望を可能な限り反映させた方策を早急に検討する必要がある。

また、夕張市では、高齢化が進展していることを踏まえた新たな交通手段として、デュアル・モード・ビークル(DMV)の全国初の営業運転の誘致を進めており、このDMVを含め、将来的な都市構造を踏まえた交通体系を調査する。

## 3 委託契約期間

契約日から平成25年3月29日（金）まで

## 4 委託金額の上限

7,010（千円）※税込

## 5 業務受託候補者の選定方法

この事業の業務受託者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。受託を希望する場合には、別様式の企画提案書により、具体的に提案するものとする。

業務受託者の選定は、企画提案書の提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を委託契約候補者とする。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、全て参加者側の負担とする。

## 6 企画提案しようとする者へ要求する資格

- (1)適正に業務を遂行するため、過去に本調査業務と類似する業務の履行経験があること。
- (2)業務の確実な実施のため、責任者のほか業務に従事できる者が2名以上確保できる体制があること。

## 7 企画提案書の提出等

### (1) 提出書類

企画提案書（別紙様式）

### (2) 提出期限

平成24年6月20日（水）17時までに持参または郵送（書留郵便で期限内必着）により提出願います。

### (3) 提出部数

10部

### (4) 提出先

夕張市地域公共交通協議会事務局（夕張市まちづくり企画室内）

〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL 0123-52-3141（直通）担当 上田、高樫

### (5) ヒアリング

企画提案書のヒアリングを行うこととし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。

### (6) 質問

企画提案書の記載にあたっての質問は、平成24年6月13日（水）までに上記(4)の提出先で受け付ける。

## 8 選定基準

### (1) 業務処理体制等

- ① 主な業務経歴（同種または類似業務）
- ② 総括責任者及び業務担当者の能力・経歴等
- ③ 業務実施体制

### (2) 企画提案の内容

- ① 業務の実施準備や関係情報の収集整理の考え方・方法
- ② 夕張市の公共交通体系の現状分析の考え方・調査方法
- ③ 市民の利用実態やニーズ把握及び事業者の実態調査の考え方・方法
- ④ DMV（デュアル・モード・ビークル）の運用可能性の調査の考え方・方法
- ⑤ 夕張市生活交通ネットワーク計画素案の策定の考え方・方法
- ⑥ 協議会運営支援及び住民説明会開催の考え方・方法

### (3) 業務スケジュール

### (4) 業務経費（税込）

## 9 無効となる企画提案書

提出方法・提出先・提出期限に適合しないもの、記載すべき事項が記載されていないもの、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの、虚偽の内容が記載されているもの又はヒアリングに参加しない場合は無効となる。

## 10 支払条件

前金払いは行わない。

## 11 契約手続き等

### (1) 契約の締結

業務仕様書を作成した上で、委託契約を締結する。

仕様書の内容は、委託契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となるが、委託契約候補者との協議により最終的に決定する。

なお、協議が整わない場合には、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議する。

### (2) 契約保証金

原則として契約保証金（契約金額の百分の十以上）の納付を要するが、免除する場合がある。

## 12 その他

(1) 提出された企画提案書は、返却しないほか、情報公開請求等により公表する場合がある。

(2) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。

## 13 問合せ先

問合せ先は上記7(4)に同じ。